

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
特定個人情報取扱規程

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本規程は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日）」（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）に基づき、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が取り扱う特定個人情報等の取得、利用、保管、提供、削除・廃棄、開示、訂正、利用停止の各段階における取扱い方法等について定めることにより、適正な取扱いを確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）個人情報

個人情報保護法の規定により、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む。）をいう。

（２）個人番号

番号法の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されたものをいう。

（３）特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（４）特定個人情報等

個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。

（５）個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」で定めるものをいう。

（６）個人情報ファイル

個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

（７）特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

（８）個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

（９）保有個人データ

個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(10) 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法の規定により、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(11) 個人番号関係事務

番号法の規定により、個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(12) 個人番号利用事務実施者

個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(13) 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(14) 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれかの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。

(15) 従業者

本会の指揮監督を受けて業務に従事する雇用関係にある職員、また本会との間の委任関係にある理事、監事、評議員等をいう。

(16) 管理区域

特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。

(17) 取扱区域

特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

2 前項に定めのない用語については、番号法その他の関係法令の定めに従う。

（適用範囲）

第3条 本規程は、次の各号に適用する。

（1）従業者及び従業者の扶養親族

（2）法定調書の対象者

（3）委託業者

2 本規程は、本会が取り扱う特定個人情報等（その取り扱いを委託されている特定個人情報等を含む。）を対象とする。

（個人情報保護規程との関係）

第4条 本規程と本会個人情報保護規程での規定が異なる場合、本規程で定める事項については本規程が優先して適用される。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第5条 本会が個人番号を取り扱う事務の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 従業者(扶養親族を含む)に係る個人番号関係事務

- ① 法定調書作成事務
- ② 地方税特別徴収関係事務
- ③ 労働保険関係事務
- ④ 健康保険及び厚生年金保険関係事務
- ⑤ 勤労者の財産形成貯蓄関係事務

(2) 従業者の被扶養配偶者に係る個人番号関係事務

- ① 国民年金第3号被保険者関係事務

(3) 従業者以外の個人に係る個人番号関係事務

- ① 法定調書作成事務

(取り扱う特定個人情報等の範囲)

第6条 本会が個人番号を取り扱う事務において使用する特定個人情報等は、前条の事務において必要とされるものとする。

第2章 組織体制等

(組織体制)

第7条 会長は、特定個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)を任命する。

2 管理責任者は、特定個人情報事務取扱担当者(以下「事務取扱担当者」という。)を任命する。

(管理責任者)

第8条 管理責任者は、特定個人情報の取扱いに関する責任及び権限を有する。

2 管理責任者は、次の各号の業務を所管する。

- (1) 本会における特定個人情報保護に関する基本方針の策定
- (2) 特定個人情報等に関する安全対策の策定及び実施
- (3) 特定個人情報等の適正な取扱いの維持等を目的とした諸施策の策定及び実施
- (4) 特定個人情報の取扱担当部署及び権限の設定
- (5) 特定個人情報等の安全管理に関する教育
- (6) 事故発生時の対応策の策定及び実施

(事務取扱担当者)

第9条 事務取扱担当者は、管理責任者を補佐するとともに、次の各号の任務を行う。

- (1) 従業者に対する必要かつ適切な監督
- (2) 特定個人情報等の運用状況の管理
- (3) 特定個人情報ファイルの取扱状況の管理
- (4) 管理区域及び取扱区域の設定及び管理
- (5) 委託先における特定個人情報の取扱状況等の監督

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の取得、利用、保管、提供、削除・廃棄、開示、訂

正、利用停止等、特定個人情報等を取り扱う業務に従事する場合は、番号法及び個人情報保護法並びにその他関連法令、特定個人情報ガイドラインを遵守するとともに管理責任者の指示に従い、十分な注意を払う。

- 2 事務取扱担当者は、事故の発生又は兆候を把握した場合は、速やかに管理責任者に報告する。

(特定個人情報事務取扱担当部署)

第10条 本会における特定個人情報等を取り扱う部署は、庶務係とする。

(運用状況の記録)

第11条 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、次の各号の項目につき記録する。

- (1) 特定個人情報の取得の記録
- (2) 特定個人情報ファイルへの入力状況の記録
- (3) 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- (4) 書類・媒体等の持出しの記録
- (5) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録
- (6) 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録
- (7) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

(特定個人情報ファイルの取扱状況の確認手段)

第12条 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段として、特定個人情報管理台帳に次の各号の事項を記録する。

- (1) 特定個人情報ファイルの種類、名称
- (2) 責任者、取扱部署
- (3) 利用目的
- (4) 削除・廃棄状況
- (5) アクセス権を有する者
- (6) 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを設置する「管理区域」の場所
- (7) 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する「取扱区域」の場所

(取扱状況の確認並びに体制等の改善)

第13条 本会は、定期的に特定個人情報等の運用状況の記録及び特定個人情報ファイルの取扱状況を確認し、必要に応じて組織体制及び安全管理の改善を図る。

(事故への対応)

第14条 本会は、特定個人情報の漏えい、滅失又はき損による事故（以下「漏えい事案等」という。）が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、本規程に基づき適切に対処する。

- 2 管理責任者は、漏えい事案等に対応する。
- 3 管理責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その旨及び事実関係の調査結果を会長に報告するとともに、当該漏えい事案等の対象となった本人等に対して、事実関係の通知、誠意の表明及び原因関係の説明等を速やかに行う。また、その事実を必要に応じて公表する。

4 管理責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、特定個人情報保護委員会及び所管官庁に対して必要な報告を速やかに行う。

5 管理責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を究明し、再発防止に向けた対策を講じる。

(教育及び監督)

第15条 本会は、事務取扱担当者に特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。

2 本会は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう事務取扱担当者及び従業者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(苦情及び相談)

第16条 本会は、番号法、個人情報保護法、特定個人情報ガイドライン又は本規程に関し、本人等から苦情及び相談を受けた場合は、迅速かつ適切に対応する。

第3章 取得

(特定個人情報等の適正な取得)

第17条 本会は、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報等の利用目的)

第18条 本会が従業者又は第三者から取得する特定個人情報は、第5条に規定する個人番号を取り扱う事務を行うために利用する。

(特定個人情報の取得時の利用目的の通知等)

第19条 本会は、特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表する。

2 前項に規定する通知の方法は、原則として書面（電子的方式等を含む）によることとし、公表の方法は、本会の主たる事務所へ備付け等、適切な方法による。

3 本会は、利用目的を変更する場合は、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内とし、本人に通知、公表することにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用する。

4 第1項から第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

(1) 本人等の権利利害を害するおそれがある場合

(2) 本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の行政機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人番号の提供の要求)

第20条 本会は、第5条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者もしくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求める。

2 従業者又は第三者が、本会からの個人番号の提供の要求又は第24条に基づく本人確認に応じない場合は、番号法に基づく制度の意義を説明し、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求める。

3 個人番号の提供を求める時期は、第5条に規定する事務を処理するために必要がある時点とする。ただし、本会が本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務が予想される場合は、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点とする。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第21条 本会は、番号法に基づき特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めない。

(特定個人情報の収集制限)

第22条 本会は、第5条に規定する事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しない。

(本人確認)

第23条 本会は、番号法第16条に定める各方法により、従業者又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行う。また、代理人については、番号法に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行う。

第4章 利用

(個人番号の利用制限)

第24条 本会は、第18条に規定する利用目的の範囲内のみで個人番号を利用する。

2 本会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意がある場合又は本人の同意を得ることが困難な場合を除き、本人の同意があつたとしても利用目的を超えて個人番号を利用しない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第25条 本会が特定個人情報ファイルを作成する場合は、第5条に規定する事務を処理するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人ファイルを作成しない。

第5章 保管

(特定個人情報の正確性の確保)

第26条 本会は、第18条に規定する利用目的の範囲内において、特定個人情報を正確かつ最新の状態で管理するように努める。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第27条 本会は、個人情報保護法第24条に基づき、特定個人情報に係る保有個人データに関する事項を本人の知り得る状態に置く。

(特定個人情報等の保管制限)

第28条 本会は、第5条に規定する事務を処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

2 本会は、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、当該書類だけでなく、届出書類を作成するシステム内においても保管する。

第6章 提供

(特定個人情報等の提供制限)

第29条 本会は、次の各号に該当する場合を除き、本人の同意があつた場合であっても、特定個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 第5条に規定する事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき
 - (2) 特定個人情報の取扱いの全部もしくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたとき
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) その他、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合
- 2 前項の規定に反して特別個人情報が違法に第三者に提供されているという理由により、本人から第三者への当該特定個人情報の提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、遅滞なく当該特定個人情報の第三者への提供を停止する。

第7章 削除・廃棄

(特定個人情報の削除・廃棄)

- 第30条 本会は、第5条に規定する事務を処理する必要がある範囲に限り、特定個人情報を収集又は保管し続ける。
- 2 本会は、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号を速やかに削除又は廃棄する。

第8章 開示、訂正、利用停止等

(特定個人情報等の開示)

- 第31条 本会は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示を求められた場合は、本規程による手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の本人であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をする。
- 2 本会は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を開示とすることができ、その場合には請求者の対してその旨及び理由を説明する。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体及び財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合

(保有個人データの開示請求処理手順)

- 第32条 本規程に基づき、本人又はその代理人（未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委託した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報等に係る保有個人データについて開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずる。

(1) 受付時の確認

- ① 所定の様式の書面（請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの）による請求であること。
- ② 予め定めた手数料の負担について請求者が応諾していること。
- ③ 代理人による請求の場合は、所定の委任状によるものであること。
- ④ なお、郵送による本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。

(2) 開示の可否の決定

管理責任者は、次の各号に定める点について、各々の検討の上、開示の可否を決定する。

- ① 請求された個人情報が物理的に存在するか否か。
- ② 前号に相当するものが、保有個人データに該当するか否か。
- ③ 第31条第2項各号に定める不開示事由に該当するか否か。

(3) 不開示の場合の対応

前項に基づき保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明をする。

(4) 請求者に対する通知時期

開示請求に対する回答（不開示の場合の通知も含む。）は書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

（保有個人データの訂正等）

第33条 本会は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は必要な調査を行い、その結果に基づき遅滞なく遅滞なくこれに応ずる。

2 前項に係る訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨を通知する。

（保有個人データの訂正等処理手順）

第34条 第32条の基づき、開示の結果、特定個人情報に係る個人情報データが事実ではないとして、訂正等を求められた場合は、次の手順にて応ずる。

- (1) 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。
- (2) 管理責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等の可否を決定する。
- (3) 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して書面にて、郵送又はこれに代わる方法により通知する。

2 特定個人情報に係る保有個人データの訂正等は、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 管理責任者は、当該保有個人データを取り扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等の作業を行わせてはならない。
- (2) 事務取扱担当者は、訂正等の作業を管理責任者の指示に従って行い、管理責任者が作業結果を確認する。

(3) 管理責任者は、更新理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、業務上の管理責任者、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し1年間保管する。

(保有個人データの利用停止等)

第35条 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第17条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示等の申出及び手数料)

第36条 本会は、第32条に基づく特定個人情報に関する開示等の申出については、インターネットのホームページで応じ掲載を行い、又は本会の主たる事務所の窓口等での掲示・備付け等を行う。

2 開示等の申出をする者が本人又は代理人であることの確認に当たっては、十分かつ適切な確認手続きをするよう留意する。

3 本会は、開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。なお、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料の額を定める。

第9章 安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域)

第37条 本会は、管理区域及び取扱区域を明確にし、次の各号の安全管理措置を講ずる。

(1) 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器および電子媒体等を制限する。

(2) 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切りを設置し、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない座席配置とする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第38条 本会は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第39条 本会は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持ち出しは、次の各号の場合を除き禁止する。

- (1) 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事業を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
 - (2) 本会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合
- 2 前項により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しを行う場合には、は、次の安全策を講じる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。
- (1) 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法
 - ① 持出しデータの暗号化
 - ② 持出しデータのパスワードによる保護
 - ③ 施錠できる搬送容器の使用
 - ④ 追跡可能な移送手段の利用
 - (2) 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち出す方法
 - ① 封緘及び目隠しシールの添付

(記録媒体等の廃棄・削除)

第40条 特定個人情報等の廃棄・削除における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

- (1) 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、焼却、溶解等の復元不可能な手段を用いる。
 - (2) 取扱事務担当者は、特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いる。
 - (3) 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を用いる。
 - (4) 特定個人情報等を取り扱うシステムにおいては、当該関連する法定調書の法定保存期間経過後速やかに個人番号を削除するよう情報システムを構築する。
 - (5) 個人番号が記載された書類等については、当該関連する法定調書の法定保存期間経過後速やかに廃棄をする。
- 2 事務取扱担当者は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。削除・廃棄の記録としては、特定個人情報ファイルの種類・名称・責任者・取扱部署、削除・廃棄状況を記録するものとし、個人番号自体は含めない。

(アクセス制御)

第41条 特定個人情報等へのアクセス制御は次のとおりとする。

- (1) 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱うシステムを、アクセス制御により限定する。
- (3) ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

(アクセス者の識別と認証)

第42条 特別個人情報を取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード等の識別

方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第43条 本会は、次の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する。

- (1) 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
- (3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法
- (4) 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法
- (5) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

(情報漏えい等の防止)

第44条 本会は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、次の各号の方法により通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止する。

- (1) 通信経路における情報漏えい等の防止策
通信経路の暗号化
- (2) 情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策
データの暗号化又はパスワードによる保護

第10章 委託

(委託先の監督)

第45条 本会が、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合は、番号法に基づき本会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において講じられるよう、必要かつ適切な監督を行う。

2 前項の本会が行う必要かつ適切な監督には、次の各号の事項が含まれる。

- (1) 委託先の適切な選定
- (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
- (3) 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

3 第2項第1号に関しては、次の各号の事項について特定個人情報の保護に関して本会が定める水準を満たしているかを予め確認する。

- (1) 設備
- (2) 技術水準
- (3) 従業者に対する監督・教育の状況
- (4) 経営環境
- (5) 特定個人情報の安全管理の状況（「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」「特定個人情報等の範囲の明確化」「事務取扱担当者の明確化」「個人番号の削除、

機器及び電子媒体等の廃棄」)

4 第2項第2号に関しては、委託契約の内容として次の各号の事項を規定する。

- (1) 秘密保持義務
- (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
- (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止
- (4) 再委託における条件
- (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄
- (7) 従業者に対する監督・教育
- (8) 契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- (9) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化
- (10) 本会が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

(再委託の取扱い)

第46条 委託先は、本会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務の全部又は一部を再委託することができる。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

2 本会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているか否かについても監督する。

第11章 その他

(罰則及び損害賠償)

第47条 本会は、本規程に違反した職員は本会就業規則に基づき制裁処分の対象とし、その他の従業者に対しては契約又は法令に照らして処分を決定する。

2 本会は、本規程に違反したことにより本会に損害が生じた場合は、違反した者に対して損害賠償を請求することがある。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。